

(技術士法の一部改正)
第二百七十三条 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第五十五条」を「一第五十五条の二」に、「第六十三条」を「第六十四条」に改める。

第十一条第四項第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財團法人」に改める。

第五十四条及び第五十五条を次のように改める。

(設立)

第五十四条 その名称中に日本技術士会という文字を使用する一般社団法人は、技術士を社員とする旨の定款の定めがあり、かつ、全国の技術士の品位の保持、資質の向上及び業務の進歩改善に資するため、技術士の研修及びに社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行つことを目的とするものに限り、設立することができる。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。
(成立の届出)

第五十五条 前条の一般社団法人(以下「技術士会」という。)は、成立したときは、成立の日から一週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、文部科学大臣に届け出なければならない。

第六章中第五十五条の次に次の二条を加える。

(技術士会の業務の監督)

第五十五条の一 技術士会の業務は、文部科学大臣の監督に属する。

2 文部科学大臣は、技術士会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び技術士会の財産の状況を検査し、又は技術士会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

本則に次の二条を加える。

第六十四条 技術士会の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 第五十五条の規定に違反して、成立の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第五十五条の二第二項の規定による文部科学大臣の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による文部科学大臣の監督上の命令に違反したとき。

(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正)

第二百七十四条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財團法人」に改める。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第二百七十五条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)

第七十八条の規定は、事業団について準用する。

第三十七条第九項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正)

第二百七十六条 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「目的として設立された民法第三十四条の社団法人」を「目的とする一般社団法人」に改める。

(独立行政法人大学入試センター法の一部改正)
第二百七十七条 独立行政法人大学入試センター法(平成十一年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財團法人」に改める。

第八章 厚生労働省関係

(児童福祉法の一部改正)

第一百七十八条 児童福祉法(昭和二十一年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条の九第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財團法人」に改める。

第三十三条の六中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

第五十六条の二第一項第一号及び第七十二条第一項中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「公益社団法人若しくは公益財團法人」に改める。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第一百七十九条 前条の規定による改正後の児童福祉法第五十六条の二第一項第一号及び第七十二条第一項に規定する公益社団法人又は公益財團法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財團法人を含むものとする。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等の一部改正)

第一百八十条 次に掲げる法律の規定中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財團法人」に改める。

第一百七十九条 前条の規定による改正後の児童福祉法第五十六条の二第一項第一号及び第七十二条第一項に規定する公益社団法人又は公益財團法人には、第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財團法人を含むものとする。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律昭和二十一年法律第百十七号)

第三条の四第四項第一号

二 理容師法(昭和二十二年法律第百三十四号)第四条の三第一項第一号

三 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第百四号)第八条の二第四項第一号

四 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条の三第一項第一号

五 美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)第四条の三第二項第一号

六 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第二十五条の十三第二項第一号

七 製糞衛生師法(昭和四十二年法律第百五十五号)第四条第二項

八 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第八条の二第四項第一号

九 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十一年法律第三十号)第十条第四項第一号

十 臨床工学技士法(昭和六十一年法律第六十号)第十七条第四項第一号

十一 義肢装具士法(昭和六十一年法律第六十一号)第十七条第四項第一号

十二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二十二条第二項第一号

十三 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第十二条第四項第一号

十四 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)第十条第四項第一号

十五 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十一号)第十二条第四項第一号

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第二百八十二条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百一十九号)の一部を次のように改正する。

第七条中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条」を「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条」に改める。

(母体保護法の一部改正)

第一百八十二条 母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「社団法人」を「公益社団法人」に改める。